

# 令和7年度 諫早市新生活支援補助金

大草・伊木力・本野地域で

# 新生活

はじめる方を支援します！



最大

# 150

万円

予算の上限に達した場合は、早期に申請受付を締め切る場合があります

## □ 対象地域

### 大草・伊木力・本野小学校区域

※伊木力小学校区域については  
令和8年度から対象外となる可能性があります。

| 学校名  | 区 域                             |
|------|---------------------------------|
| 大草小  | 多良見町東園、西園、野副                    |
| 伊木力小 | 多良見町元釜、野川内、山川内、舟津、佐瀬 ※          |
| 本野小  | 本野町、富川町、湯野尾町、上大渡野町、下大渡野町、本明町の一部 |



## □ 対象経費

### 引越費用

引越業者または  
運送業者に  
支払った費用



### 住居費用

住宅取得費  
リフォーム費  
住宅賃借費等

※支払期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払われたもの

申請  
期限

令和8年3月31日(月)まで

必ず事前に  
ご相談ください

問合せ先

諫早市 移住定住推進課（本館7階）  
諫早市東小路町7-1  
TEL：0957-22-1500  
E-mail：iju\_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

諫早市 新生活  
支援補助金

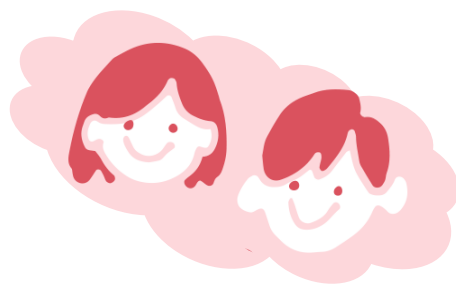


## □ 対象世帯

※①②いずれも指定地域へ5年以上の継続した居住が必要です。

### ① 夫婦世帯

夫婦の合計年齢が80歳以下かつ、夫婦双方または一方が転入前に1年以上指定地域外に居住しており、令和7年1月1日以降に新たに指定地域で生活を始める世帯



### ② 子育て世帯

小学生以下の子がいる世帯で、父母双方または一方が転入前に1年以上指定地域外に居住しており、令和7月1日以降に新たに指定地域で生活を始める世帯



※夫婦（父母）の双方が指定地域内に居住している場合は①②ともに**新婚世帯**に限り補助の対象となります

（新婚世帯＝令和7年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦のこと）

## □ 補助上限額

① 夫婦世帯 100万円（市内から指定地域に転入の場合は50万円）

② 子育て世帯 150万円（市内から指定地域に転入の場合は75万円）

※夫婦（父母）の双方が指定地域内に居住している新婚世帯の場合は①②ともに50万円

※①のうち、夫婦双方の婚姻日における年齢が29歳以下かつ世帯の所得が500万円未満である新婚の夫婦世帯については、市内転居の場合は60万円（市外からの転入の場合120万円）。

②のうち、上記年齢・世帯所得を満たす新婚の子育て世帯については、指定地域内60万円。

## 補助上限額整理表

| 対象世帯                                 |       | 市外→指定地域 | 市内→指定地域 | 指定地域内在住 |
|--------------------------------------|-------|---------|---------|---------|
| ① 夫婦世帯                               |       | 100万円   | 50万円    | 50万円    |
| ② 子育て世帯                              |       | 150万円   | 75万円    |         |
| 新婚世帯<br>※夫婦ともに29歳以下かつ<br>世帯所得500万円未満 | 夫婦世帯  | 120万円   | 60万円    | 60万円    |
|                                      | 子育て世帯 | 150万円   | 75万円    |         |

# 必要書類

| 共通で必要となる書類               |                                                  |                                                         | 備考・入手先等                                 |
|--------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 諫早市新生活支援補助金交付申請書（様式第 1 号）                        |                                                         | 様式は市ホームページに掲載                           |
| <input type="checkbox"/> | 戸籍謄本                                             |                                                         | 本籍地の市役所・役場                              |
| <input type="checkbox"/> | 世帯全員の住民票（住民票謄本）<br>※マイナンバーの記載のないもの               |                                                         | 本館1階 市民窓口課または<br>各支所・出張所                |
| <input type="checkbox"/> | 夫婦双方の市税等の完納証明書                                   |                                                         | 令和 7 年1月1日時点の住所地で取得<br>諫早市の場合： 3 階債権管理課 |
| <input type="checkbox"/> | 住宅取得費、住宅賃借費、引越費用、リフォーム費に<br>係る領収書等の写し            |                                                         | 引き落としの場合は、通帳の写し等、<br>支払いの確認できるもの        |
| <input type="checkbox"/> | 転出元の住民票の除票、戸籍の附票                                 |                                                         | 転出元での在住期間を確認します                         |
| ♥ 新婚世帯の場合のみ提出 ♥          |                                                  |                                                         |                                         |
| <input type="checkbox"/> | 夫婦双方の所得証明書                                       |                                                         | 令和 7 年1月1日時点の住所地で取得<br>諫早市の場合： 3 階市民税課  |
| <input type="checkbox"/> | 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し<br>（現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。） |                                                         | 奨学金返還証明書等の発行について、<br>詳しくは返済先へご確認ください    |
| 〈申請区分別〉                  |                                                  |                                                         |                                         |
| <input type="checkbox"/> | 住宅取得                                             | 売買契約書または工事請負契約書のコ<br>ピー                                 | 契約した不動産会社や工事請負業者<br>等                   |
| <input type="checkbox"/> | リフォーム                                            | リフォームに係る見積書または工事請負<br>契約書等のコピー及び改修に要した経費<br>の内訳が確認できる書類 |                                         |
| <input type="checkbox"/> |                                                  | リフォーム工事の前後の状況が確認でき<br>る位置図及び写真                          |                                         |
| <input type="checkbox"/> | 住宅<br>賃借                                         | 賃貸借契約書のコピー                                              | 様式は市ホームページに掲載                           |
| <input type="checkbox"/> |                                                  | 住宅手当支給証明書（様式第 2 号）<br>※給与所得者全員分（住宅手当の支給がない<br>場合も提出が必要） |                                         |

※引越前の自治体や就業先から取り寄せる書類があります。  
 ※対象とならない費用もありますので、申請の前に必ずご相談ください。  
 ※上記書類以外にも、別途書類を提出いただく場合があります。



新婚世帯の方には、申請にあたって

- ①動画の視聴
- ②アンケートの回答

をお願いしています。

お早目のご相談・所要額調書の提出をお願いします



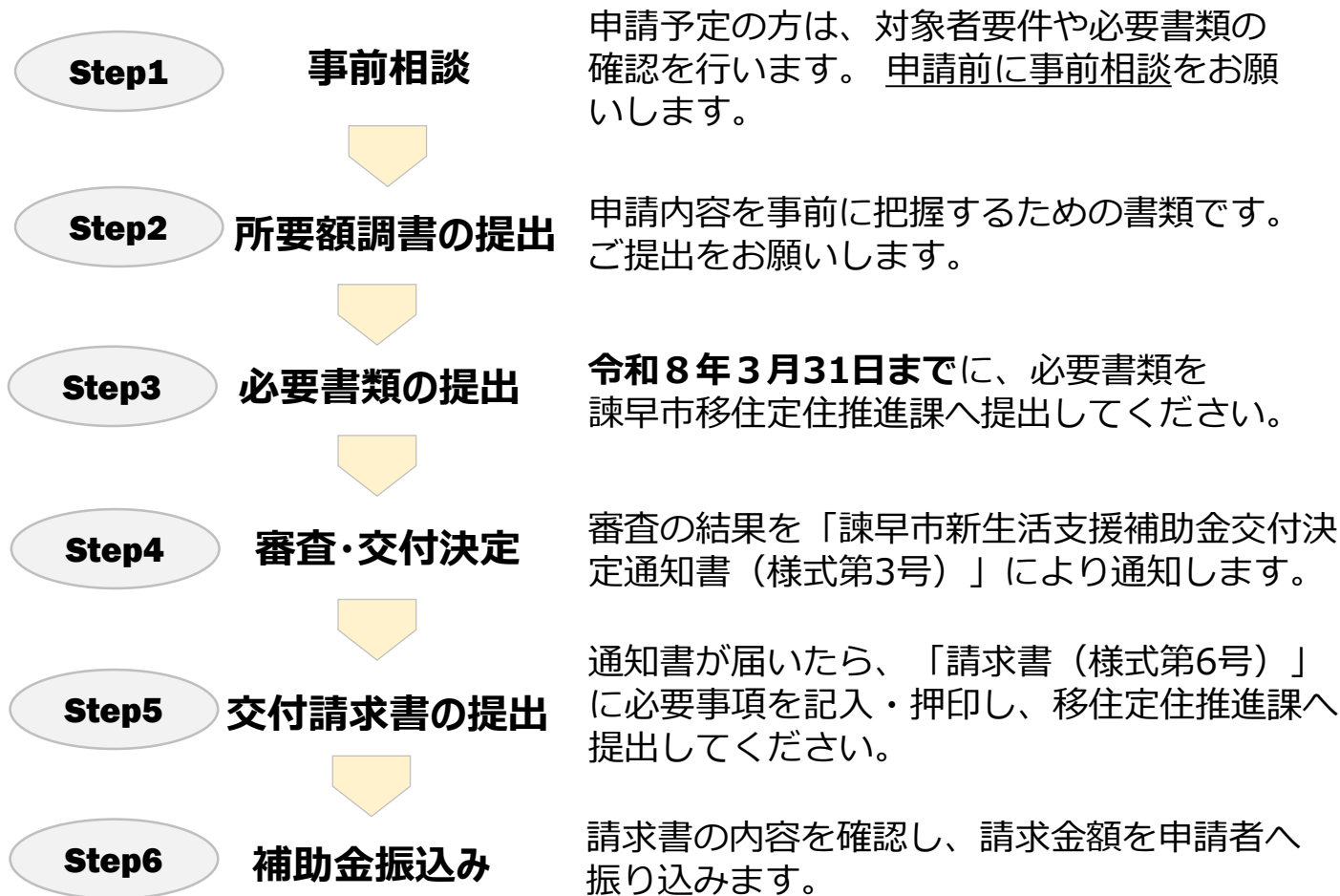
新婚世帯とは…

令和7年1月1日以降に婚姻届けを提出し受理された夫婦のこと

※婚姻届の提出時のご年齢や世帯所得により、ご提出いただく書類が異なります。

# 令和7年度 諫早市新生活支援補助金

## 申請から補助金交付までの流れ



### 補助金の返還について

補助金の支給を受けた方で、下記に該当した場合は、補助金の返還が必要です。

○虚偽・不正な手段により補助金の交付を受けた場合

○申請時の住居から5年以内に生活の本拠を異動した場合

### ご注意ください 他の補助金との併給について

国や県の補助金を申し込まれている場合は、新生活支援補助金の対象外となる可能性があります。まずはお問い合わせください。



「申請できるか詳しく知りたい！」

「引っ越し先は対象地域？」など

お気軽にお問い合わせください。



問合せ先

諫早市 移住定住推進課（本館7階）

諫早市東小路町7-1 TEL：0957-22-1500

E-mail：iju\_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

